

仕 様 書

西京区役所地域力推進室総務・防災担当

(担当 矢野、太田 電話381-7157)

委託名	西京区総合庁舎西庁舎自動扉保守点検業務委託
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約条件	別添「西京区総合庁舎西庁舎自動扉保守点検業務委託仕様書」のとおり

注 本仕様について不明な点がある場合は、西京区役所地域力推進室総務・防災担当の指示に従ってください。

西京区総合庁舎西庁舎自動扉保守点検業務仕様書

この仕様書においては、京都市西京区役所を「甲」といい、受託業者を「乙」という。

1 総則

- (1) 乙は、京都市契約事務規則及び関係法規を遵守し、京都市西京区総合庁舎西庁舎の自動扉保守点検業務を完全に実施すること。
- (2) 甲は、京都市役所オリジナル環境マネジメントシステム（KYOMS）実施事業所のため、乙は、甲が行うKYOMSに係る各種取組に積極的に協力すること。また、当該業務に従事する者に、甲の環境方針、取組事項等を周知すること。

2 委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 対象機器（概要）

西京区総合庁舎に設置された自動扉開閉装置一式

株式会社ナブコテスコ製DS-75型 5台

（区役所玄関出入口2台、福祉事務所玄関出入口2台、駐車場側出入口1台）

4 実施基準

(1) 定期点検

乙は、保守点検対象機器を常に正常な状態に維持するため、3箇月に1回以上（5月・8月・11月・2月、その他）、保守点検作業を行うこと。

(2) 緊急時対応

乙は、保守点検対象機器の故障等、緊急事態が発生した場合（故障の疑いがある場合を含む。）は、直ちに、必要な点検調整、応急処置（機器の復旧等）に当たること。

5 実施内容

(1) 保守点検の対象

- ア ドアエンジン駆動部装置
- イ ドアエンジン懸架装置
- ウ ドアエンジン制御部装置
- エ ドアエンジン操作スイッチ及び検出スイッチ
- オ その他関連装置等

(2) 保守点検の項目

- ア ドアエンジン装置各部の点検及び調整
- イ ドアエンジン開閉速度、クッション作動の異常の有無の点検及び調整
- ウ ドアエンジン装置の電気回路の異常有無及び調整

- エ ドアの当り、擦れの点検及び調整
- オ 消耗度の著しい部品の点検及び取替
- カ その他、保守上必要となる点検及び調整

6 連絡及び報告

- (1) 乙は、点検作業（緊急時対応を除く。）の実施 2 週間前までに、実施日時を連絡し、甲の承認を得ること。
なお、乙は、あらかじめ甲の承認を得た場合であっても、甲が変更を求めた場合は、それに従うこと。
- (2) 乙は、点検日当日の作業開始前及び終了後に、その旨を甲に連絡すること。
- (3) 乙は、点検作業（緊急時対応を含む。）の実施後 2 週間以内に、報告書を提出し、甲の承認を得ること。
なお、乙は、甲が実施内容に不備があると判断した場合は、甲の指示に従い、改善を図ること。
- (4) 乙は、甲の指示に従い、隨時、甲の要請する報告書及び不良箇所に係る見積書を提出すること。

7 負担区分

- (1) 乙の負担する範囲
 - ア 保守点検業務に必要な機器類等
 - イ 保守点検業務に係る消耗部品（ヒューズ、潤滑油、各種締結部品等）
 - ウ 故障時等の技術員派遣に要する費用
 - ただし、深夜（午後 11 時から午前 5 時 30 分）及び休日（土曜日、日曜日、祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日）の派遣は除く。
 - エ その他、保守点検業務に必要な一切の経費
- (2) 甲の負担する範囲
 - ア 保守点検以外の次の装置部品の取替に要する費用（エンジン、コントローラ、戸車、レール、操作スイッチ及び検出スイッチ、連結機構、ガラス、サッシ、鍵錠等の建具類等）
 - イ 故障時等の部品取替に要する費用（乙が負担すべきものを除く）
 - ウ 天災等による故障及び甲の取扱上の責に帰する故障を整備点検する場合の費用

8 その他留意事項

- (1) 乙は、当該業務中、その旨の表示を行うとともに、必要に応じて自動扉を停止する等、安全の確保を図り、事故の防止に努めること。
- (2) 乙は、当該業務の実施に際し、甲の執務に支障を及ぼすことがないよう、留意すること。

9 支払方法

- 委託料は、年度末において、乙の請求に基づき支払う。
なお、「6 連絡及び報告」の「(3)」の報告書を提出し、甲の承認が得られない場合、甲は支払を留保することがある。

10 契約の解除

- (1) 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除できる。
 - ア 執務室移転等により、当該設備を保守点検する必要がなくなったとき。
 - イ その他契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。
- (2) 甲は、前項の場合、契約金額を変更するものとする。その場合、契約金額を月割りし、保守点検を実施した月までの金額を支払うものとする。